

附則

（実施期日）

この改正規定は、平成 21 年 6 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 21 年 6 月 12 日から実施します。

（経過措置）

本改正規定実施の日から、平成 21 年 7 月 31 日までに、当社が別に定める J:COM TV サービス加入契約約款に規定する J:COM TV サービス（J:COM TV スタンダードサービスまたは J:COM TV スタンダードコンパクトサービスに限ります。）の加入者から、プライマリ電話サービス（第 1 種定期契約【マンション通信パック】が適用されるものに限ります。）の申込みがあり、当社が承諾した場合、料金表 第 1 基本料金 4 定期契約 4-1. 第 1 種定期契約【マンション通信パック】に定める月額利用料について、本約款の規定にかかわらず、第 1 種定期契約の締結を開始した日の属する月を 1 と起算して 4 ヶ月間、契約者はその支払いを要しません。

2 当社は、前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り適用します。

(1) 当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款に規定するインターネット接続サービスについて、本規定の申込みの時点でその提供を受けていないこと。

(2) 第 1 種定期契約について、その締結を開始した日の属する月を 1 と起算して 4 ヶ月契約を継続すること。

(3) 平成 21 年 8 月 15 日までに第 1 種定期契約の締結を開始していること。

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

(1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合

(2) 第 1 種定期契約が解除となった場合

(3) 適用を受ける契約者から、適用の終了の申し出があった場合

4 契約者は、第 2 項(2)に定める期間内に本規定の適用の終了があった場合は、解除料 4,000 円（税込 4,320 円）の支払いを要します。

ただし、当社が別に定めるプライマリ電話約款 附則 平成 21 年 6 月 12 日実施の（経過措置 1）に規定する解除料を重複して加算することはありません。

（実施期日）この改正規定は、平成 21 年 7 月 13 日から実施します。

（実施期日）この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この約款は、平成 19 年 3 月 5 日から実施します。

（経過措置）

平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に、加入電話契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合であって、平成 20 年 1 月 15 日までに当社がその加入電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、加入電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を選択する申

プライマリ電話サービス

し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から起算して、当社が指定する期間（12ヶ月を最長とする暦月単位の期間）の定額料については、料金表第2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0円を適用します。ただし、1年間のうちに、本適用廃止の申し出、利用の一時中断、番号の変更、加入電話契約の解除があった場合には、当社は、この月額割引は廃止します。

（実施期日）

この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

（経過措置）

平成19年7月1日から平成19年9月30日までの間に当社の指定する付加機能（クイックダイヤル機能）の試用キャンペーンの申込があり、当社がその申込みを承諾した場合には、当該付加機能の提供を開始した日から平成19年12月31日までの間、料金表 第7 付加機能使用料の当該機能に係る料金額についての支払を要しません。

なお、本キャンペーンでの当該付加機能の提供について、料金表 第7 付加機能使用料 2 付加機能使用料の減額は適用外と致します。

また、本キャンペーンの当該付加機能の提供について、当該付加機能の継続の申出がない場合は当社は平成20年1月1日以降当該付加機能のみの提供を解除致します。

なお、本キャンペーンの申込みで、その請求を承諾することが当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

（実施期日）

この改正規定は、平成19年9月18日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

（経過措置）

平成19年7月1日実施の付加機能の試用キャンペーンに係る附則に関し、申込み期間を平成19年12月31日まで延長し、その申込を承諾した場合には、当該機能に係る料金額について支払を要しない期間を、提供を開始した日から平成20年6月30日まで延長します。

また、当該付加機能の継続の申出がない場合の解除の実施時期は、平成20年7月1日以降に変更いたします。

（実施期日）

この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

附則（平成20年3月28日 変更）

（実施期日）

この改正規定は、平成20年3月28日から実施します。

プライマリ電話サービス

(実施期日)

この改正規定は平成 20 年 6 月 23 日から実施します。

(経過措置)

当社は、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する加入電話契約を解除すると同時に、同一電話番号にて、プライマリ電話サービスの契約を締結し、電話サービスの解除と同暦月にプライマリ電話サービスの開始を行なう場合、本経過措置を適用します。

- 1) 第 2 通話に関する料金 1 適用 (13) 大口通話料金の月極割引 について、その規定によらず、当該暦月内の加入電話契約およびプライマリ電話契約の通話料金（国際通話に係る通話料、特定衛星端末との音声通信に係る通話料及びプライマリ電話契約者間通話等の通話料金等の月極割引を利用している場合の定額料は含みません。）を合算し、合算した月間累計額が、8,000 円以上 40,000 円未満の場合は、プライマリ電話契約の通話料金の月間累計額の 8%に相当する額の割引を行い、合算した月間累計額が 40,000 円以上の場合には、プライマリ電話契約の通話料金の月間累計額の 10%に相当する額の割引を行ないます。
- 2) 契約者が電話サービス契約約款に定める加入電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）の提供を現に受けており、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を申込む場合、本約款の規定によらず、当社が申し込みを承諾した日から月極割引の適用を開始し、当該暦月の 料金額 ア プライマリ電話契約者間通話等に係るもの について以下表のとおり適用します。

料金額の規定により算定したプライマリ電話契約者間通話等の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額
0 円から 10,000 円（税込 10,800 円）までの部分	無料 定額料（月額）
10,000 円（税込 10,800 円）を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額

- 3) 電話サービス契約約款に定める料金明細内訳書の発行の提供を現に受けており、プライマリ電話サービスの料金明細内訳書の発行を申し込む場合、当該暦月の料金明細内訳書の発行手数料について、本約款の規定によらず支払いを要しません。

(実施期日)

この改正規定は平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は平成 20 年 12 月 18 日から実施します。

(経過措置)

当社は、当社が別に定める電話サービス契約約款に規定する住宅用加入電話契約者のうち代表機能を利用している契約者が、加入電話契約を解除すると同時に、同一電話番号にて、住宅用プライマリ電話サービスの契約を締結し、電話サービスの解除と同暦月に住宅用プライマリ電話サービスの開始を行なう場合において、契約者から申出があった場合、当社は、料金表 第 7 付加機能使用料の規定にかかわらず、住宅用プライマリ電話サービス契約者に代表機能の提供を行ないます。

プライマリ電話サービス

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 3 月 5 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 21 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 4 月 17 日から実施します。

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 5 月 13 日から実施します。

(実施期日)
本改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)
この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 1 種定期契約 【地デジ・BS パック (1 年契約)】	第 1 種定期契約 【J : COM TV My s t y l e (1 年契約)】
-----------------------------------	--

(実施期日)
この改正規定は、平成 22 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)
この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄のサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスの提供を受けているものとみなします。

第 2 種定期契約	第 2 種定期契約
-----------	-----------

【地デジ・BS パック (2 年契約)】	【J : COM TV My s t y l e (2 年契約)】
----------------------	-----------------------------------

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

平成 23 年 3 月 1 日から平成 23 年 6 月 30 日までの間に、当社が新規申込によるプライマリ電話サービスの提供を開始した場合で、かつ、契約者から、プライマリ電話契約者間通話等の通話料金の月極割引（とくとく・トーク）を選択する申し出があり、当社が承諾した場合には、サービスの提供を開始した日の属する月の翌月から、平成 24 年 3 月 31 日までの定額料については、料金表第 2 通話に関する料金 通話料別表に規定する額に代えて、0 円を適用します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 23 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本改正規定は、平成 23 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

プライマリ電話サービス

この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 10 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

本約款は、平成 24 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

プライマリ電話サービス

この改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 12 月 20 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 1 月 23 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとする。
この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 9 月 4 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 2 月 9 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 5 月 7 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 1 月 6 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

プライマリ電話サービス

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 9 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

当社は、この改定規程実施の日から平成 31 年 2 月末までの間に、新たに住宅用プライマリ電話サービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 31 年 3 月末まで住宅用プライマリ電話サービスの基本料金を 476 円（税込 514 円）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

（実施期日）

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

プライマリ電話サービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 33 年 3 月 31 日まで 住宅用プライマリ電話サービスの基本料金を 476 円（税別）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

(実施期日)

プライマリ電話サービス

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置 1）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとします。
この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。

（経過措置 2）

改正規定平成 20 年 9 月 2 日から実施の経過措置 2、(2) の表について、以下の表に変更します。

料金額の規定により算定したプライマリ電話 契約者間通話等の月間累計額	月極割引を選択した場合の料金額
0 円から 10,000 円（税抜）までの部分	無料 定額料（月額）
10,000 円（税抜）を超える部分	左欄に該当する部分の額と同額

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 2 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2020 年 2 月 7 日から以下の付加機能について新規受付を停止します。

- ・リレーフオン機能
- ・オプションパックーi

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 9 月 1 日から実施します。